

令和2年度 第1回 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年6月19日（金）～令和2年7月29日（水）
- 2 開催方法 電子メール等による開催
- 3 出席者 （委員）白木会長、今村委員、遠藤委員、大橋委員、垣見委員、
佐々木委員、下山委員、田中委員、寺尾委員、糠谷委員、
増田委員、松本委員、三森委員、村山委員、望月委員

（事務局）子ども未来局 子ども未来課、子ども家庭課
- 4 傍聴者 傍聴に替え資料送付1名
- 5 議題等 （1）議題 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について
（2）報告事項 静岡県社会的養育推進計画の策定について
- 6 会議内容
（1）開催の経過
令和2年6月19日（金） 委員に対し開催通知を送付
令和2年6月29日（月） 委員に対し会議資料を送付
令和2年6月29日（月）
～令和2年7月8日（水） 委員から意見書の提出
令和2年7月29日（水） 委員意見に対する事務局回答を送付、閉会

（2）審議内容
別紙のとおり

以上

1 質問及び回答

委員	質問	回答
今村委員	10月開園を目指すにあたり、保育士不足の中、職員の確保について懸念されるが、確保状況について事業者へ指導をするのか。	保育士の確保については、事業者に、就職説明会への参加や、HP上での募集等、複数の確保方策を講じるよう指導している。
	確保方策における『既存保育施設の定員増』及び『小規模保育事業の新設』について今後のスケジュールは明確になっているか。	『小規模保育事業の新設』については、引き続き8月末日を次回の締切として事業者募集を進めていく予定である。『既存保育施設の定員増』については、各園の保育士の確保状況等をきめ細かく把握しながら随時行う予定。
大橋委員	施設長就任予定者に保育等の施設長の経験がないことや職員の確保が困難な状態にあることなど、心配な点があるが、今後認可に向けて指導等をしていくのか。	施設長就任予定者については、過去に2年間保育所等に勤務した実績があれば認可要件を満たすものとしている。職員の確保については、ハローワークや就職説明会への参加、HP上での募集を促し、必要な数の職員を確実に確保するよう指導している。
	より綿密な保育計画の策定について、いずれの園にも指導・助言がなされているが、開園後の保育の質についてどのように確保するのか。	各事業者には開園までに具体的な保育計画を策定するよう指導していく。新規参入施設については、開園後に市立こども園の園長経験者を支援員として派遣し、必要な指導や助言を行うことにより、園児の安全及び保育の質の確保を図っている。
田中委員	Rioのもりこどもえんは、事業所内保育事業とされているが、アールアンドオーグループに勤務していない保護者の子どもも利用可能なのか。	Rioのもりこどもえんについては、アールアンドオーグループに勤務していない保護者の子どもも利用できるよう地域枠を設けている。
	区域内で不足する保育定員については、公立園で対応するものと理解してよいか。	区域内で不足する保育定員については、今後既存保育施設の定員増（私立園）により確保していく予定。
	施設長就任予定者に保育等の施設長の経験がな	施設長就任予定者については、過去に2年間保育所等に勤務した実績が

	いことや職員の確保が困難な状態にあることなど、心配な点があるが、今後認可に向けて指導等をしていくのか。	あれば認可要件を満たすものとしている。職員の確保については、ハローワークや就職説明会への参加、HP上での募集を促し、必要な数の職員を確実に確保するよう指導している。
	有事の際に備え、教育アドバイザーのような職員を確保しているのか。	認可上必要な職員でないため、確保していないものと認識している。新規参入施設については、開園後に市立こども園の園長経験者を支援員として派遣し、必要な指導や助言を行うことにより、園児の安全及び保育の質の確保を図っている。
寺尾委員	認可要件の『直近の会計年度3年以上連続しての損失計上なし』について、設置間もない法人の場合どのように理解すればよいか。	同認可要件は、不安定な経営状況にある事業者を設置者として認めないためのものであるが、設置間もないことをもって要件を満たしていないという判断はしない。
	椿保育園が2園あるが、設置者が異なるのは何故か。	椿保育園御門台の設置会社の代表取締役が、椿保育園丸子の施設長として勤務する予定。その者が園名の決定に携わったことが想定される。
村山委員	量の見込みと確保方策について、不足が生じている区域については、小規模保育事業所等を新設することで確保されたと認識して良いか。	今回確認していただいた区域において不足する保育定員については、今回の小規模保育事業の新設により定員確保を図っている。それでも不足する場合は、引き続き『既存保育施設の定員増』及び『小規模保育事業の新設』等で対応していく予定である。
	感染症リスクの軽減のため、事業者に廊下の設置を検討するよう求めているが、これは、どの施設でも一般的にそのような対策が取られているのか。	廊下を設置することは、風通しの観点や、異なるクラスの園児が互いの保育室を直接行き来しないよう動線をコントロールできるなどの観点から、感染症対策に効果があると考えられるため、協議書類の提出の段階から、可能な限り廊下の設置を検討するよう助言している。

2 意見

委員	意見
今村委員	対面によるヒアリング審査を実施する事業者と、書面だけの審査とする事業者があるのは認可に当たり不平等であると感じる。
	開園まで3か月程度と短い事業者が多いため、開園に向けてのサポートを子ども未来課からしっかりと行っていただきたい。
田中委員	保護者の就労状況に関わらず園児の受け入れが可能である認定こども園への移行を促進するためにも、施設整備費の補助金を充実させるべきだと感じる。